

武蔵村山市地域公共交通協議会について

1 地域公共交通会議から地域公共交通協議会へ

住民の移動手段を確保することや地域の実情やニーズに応じた公共交通が求められている状況に対応するため、道路運送法施行規則第9条の2で定める会議として、地域公共交通会議が設置されていました。

同会議は、市町村が主宰し、地域住民、利用者、地方公共団体、地元のバス事業者、運転者の団体等で構成され、公共交通の形態及び運行ルート、運賃などを関係者が一堂に会して議論し、合理形成を図っていくことを目的としており、市内循環バス(愛称「MMシャトル」。以下「MMシャトル」という。)や乗合タクシー(愛称「むらタク」。以下「むらタク」という。)の運行方法やルートの設定、運賃に関する事項等の協議を行っていました。

今回、同会議体の協議事項に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画の作成に関する協議事項を加え、新たに「武蔵村山市地域公共交通協議会」を設置しました。

2 MMシャトルについて

(1) 概要

軌道交通機関がない当市においては、路線バスが主な公共交通機関であり、その路線バスを補完する目的で昭和55年からMMシャトルを運行しています。市内の環境変化や市民要望等に対応しながら、数回にわたり運行体制の見直しを行っており、近年では令和4年4月にルート再編、令和6年4月に運賃改定を実施しました。

現在、8台(うち予備車両1台)の小型バスにより、次に示すルートを運行しています。

(2) 現状のルート

参考「MMシャトルリーフレット」

(3) 1乗車当たりの運賃

参考「MMシャトルリーフレット」

3 むらタクについて

(1) 概要

平成25年4月1日に実施したMMシャトルのルート再編に伴い、MMシャトルの日中の運行を廃止した市南西地域(残堀の一部地域、伊奈平全域及び大字三ツ木(横田基地内)の全域)の居住者を対象に、MMシャトルの代替交通手段として、予約に応じて運行する乗合タクシーの実証実験運行を開始しました。その後、平成28年4月1日から本格運行へと移行しています。令和4年4月には、利用対象者の区域を拡大する(三ツ藤、中原、岸1丁目を追加)などしました。

利用希望者は事前に登録を行った後、運行事業者に予約をすることで、自宅から乗降場所に指定されている市内公共公益施設などまで(又は市内公共公益施設などから自宅まで)乗車することができます。なお、大型ワンボックスカー2台による乗合運行を行っています。

(2) むらタクを導入した経過

市南西地域においては、以前、日中時にもMMシャトルを運行していましたが、利用者数の低迷が課題でした。また、路線バスとの競合やバスの運行可能な道路の制限等の理由から、新たなルート設定も困難な状況であったことから、MMシャトルの廃止に踏み切りました。

当該地域においては、路線バスの利用により昭島駅方面への移動は確保されていたものの、市内の主要な公共公益施設への移動手段がなくなることから、必要に応じて運行する(デマンド型)乗合タクシーを都内で初めて導入しました。

(3) むらタクの乗降場所(市内の主要公共公益施設等)

参考 むらタクリーフレット

(4) 1乗車当たりの利用者利用料

参考 むらタクリーフレット